

入 札 説 明 書

この入札説明書は、本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達案件

(1) 件名

鳥取県立八頭高等学校卒業記念アルバム製作等委託業務

(2) 業務の内容

別添鳥取県立八頭高等学校卒業記念アルバム制作等委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりにする。

(3) 契約期間等

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

2 入札参加資格要件

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) この調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(3) 令和 3 年度を含む過去 5 年以内に鳥取県立高等学校又は特別支援学校（以下、「県立高等学校等」という。）において卒業記念アルバムの製作、納入した実績があること。

(4) 鳥取県内東部地区（鳥取市、岩美郡、八頭郡）に本店、支店又は営業所を有すること。

3 契約担当部局

鳥取県立八頭高等学校

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒 680-0492 鳥取県八頭郡八頭町久能寺 725 番地

鳥取県立八頭高等学校事務室

電話 0858-72-0022

電子メール yazu-h@pref.tottori.lg.jp

ファクシミリ 0858-72-0113

(2) 入札説明書等の交付方法

令和 5 年 2 月 3 日（金）から同月 24 日までの間にインターネットの本学校ホームページ（<https://www.torikyo.ed.jp/yazu-h/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和 5 年 2 月 3 日（金）から同月 24 日までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第 5 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 郵便等による入札

認めない。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和 5 年 3 月 10 日（金）午前 10 時即時開札。

イ 場所
鳥取県立八頭高等学校

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第2号）を作成し、電子メール又はファクシミリにより4の（1）の場所に令和5年2月15日（水）午後4時までに提出することとし、原則として訪問又は電話による質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

（1）の質問については、令和5年2月20日（月）までにインターネットの本学校ホームページ（<https://www.torikyo.ed.jp/yazu-h/>）によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

（1）本件入札に参加を希望する者は、7の事前提出物を作成の上、令和5年2月24日（金）正午までに郵便等または持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（2）入札者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（3）事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（4）提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

（1）入札参加資格確認書（様式第1号）

（2）2の（3）を証するもの（例：県立高等学校等と締結した契約書の写し。なお、契約の履行確認のため契約の相手方に確認する場合がある。）

8 資格審査について

（1）6の（1）により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和5年3月1日（水）までに通知する。

（2）（1）の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県立八頭高等学校長（以下「本学校長」という。）に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和5年3月2日（木）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

（3）（2）により説明を求められた場合、本学校長は、説明を求めた者に対して令和5年3月6日（月）までに書面により回答する。

9 入札条件

（1）本件入札は紙入札とし、入札書は所定の書式（様式第3号）を使用すること。

（2）契約に当たっては単価契約とするので、入札書に記載する金額は、仕様書の卒業記念アルバム1冊の単価とし、消費税及び地方消費税の額を含めた金額とすること。課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

なお、卒業記念アルバム1冊の単価には、契約期間中の卒業記念アルバム製作に伴う付随業務すべての費用を含むものとする。

（3）入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

（4）入札者は、入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

なお、その際は、入札辞退届（様式任意。件名、入札者名及び入札辞退の旨を明記したもの）を持参又は郵便等の方法により提出すること。

（5）入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに必ず委任状（様式第4号）を4（1）の場所に提出しなければならない。

- (6) 再度入札は2回とする（初度入札と併せて3回とする。）。
- (7) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (8) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、該当箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、訂正できない。
- (9) 入札者は、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (10) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

10 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (3) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において、入札を行うまでに委任状（様式第4号）を4（1）の場所に提出していない入札。
- (4) 入札に際し、不正の行為があった者の入札
- (5) 本件公告、仕様書、この入札説明書に違反した入札
- (6) 記名のない入札書による入札
- (7) 入札書の金額、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

11 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、本学校長が作成した予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

12 契約書作成の要否

要

13 手続における交渉の有無

無

14 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額に仕様書3（3）の数量を乗じて得られた金額の10分の1に該当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」とい

う。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。